

# 屋外広告物のしおり

適切な表示のために

令和3年11月

山形県

## 1 はじめに

山形県では、自然の風致や都市の美観を維持するとともに、落下等による公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の形状及びそれを表示する場所、方法等について規制しています。

この根拠となるものは、屋外広告物法、山形県屋外広告物条例及び同条例施行規則です。

規制のおおむねの内容について、理解を深めていただくとともに、秩序ある正しい表示をしていただくために、このしおりを作成しました。

## 2 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもののことです。

看板、立看板、はり紙（ポスター）、はり札、広告板、広告塔等が代表的なものです。

通常の商業広告のみならず、公共団体の催物用広告物、個人の表札等までも含まれますが、一時的なもの（チラシ等）や特定の人を広告対象とするもの等は屋外広告物に含まれません。（以下「屋外広告物」を「広告物」とします。）

## 3 広告物どのように規制されるか

(1) 「特別規制地域」では、原則広告物を表示することはできません。（条例第2条第1項）

(2) 「普通規制地域」では、許可を受けなければ広告物を表示することはできません。

（国等については、届出をしなければ広告物を表示することはできません。）（条例第3条）

(3) 「禁止物件」には、広告物を表示することはできません。（条例第2条第2項及び第3項）

(4) 「禁止広告物」は、表示することはできません。（条例第11条）

なお、禁止広告物はいかなる場所であっても表示することはできません。

## 4 特別規制地域

特別規制地域は、第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域の2種類に区分されます。

(1) 第1種特別規制地域

イ 風致地区

ロ 国宝又は重要文化財に指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域及び史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域で、現在 p 3、4のものが該当します。

ハ 森林法による保安林

ニ 都市公園

ホ 古墳、墓地及び火葬場

(2) 第2種特別規制地域

イ 都市計画法により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

ロ 国立公園、国定公園及び山形県立自然公園の普通地域（湯野浜、温海、鼠ヶ関を除く。）

ハ 次に掲げる道路及びその両側 500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。）

(イ) 高速自動車国道 県内全線（供用されている区間に限る。）

(ロ) 自動車専用道路 県内全線（供用されている区間に限る。）

(ハ) 主要地方道米沢猪苗代線（通称スカイバレー）舟坂峠上り口から福島県方向全線、主要地方道白石上山線（通称蔵王エコーライン）県内全線、一般県道鳥海公園吹浦線（通称鳥海ブルーライン）県内全線、一般県道月山公園線（通称月山高原ライン）全線、一般県道三瀬水沢線一般国道7号との接点から鶴岡市道三瀬9号線との接点までの区間、鶴岡市道三瀬水無線鶴岡市道三瀬9号線との接点から鶴岡市道水無6号との接点までの区間、鶴岡市道三瀬9号線一般県道三瀬水沢線との接点から鶴岡市道三瀬水無線との接点までの区間、鶴岡市道水無6号線鶴岡市道三瀬水無線との接点からイとの接点までの区間

(ニ) 県境、空港入口及びインターチェンジ（いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。）から3キロメートル以内の一般国道及び県道 県内全線

ニ 県内の鉄道全線及びその両側 500メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域及び第

1 種普通規制地域に該当する地域（一般国道、県道及び広域営農地農道整備計画に基づき整備された道路（以下「広域農道」という。））を除く。）

ホ 次に掲げる都市計画道路の区域及び当該都市計画道路として決定された土地の区域から 500 メートル以内の地域（普通規制地域及び第 2 種特別規制地域のハ（イ）の道路及びその両側 500 メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く。））を除く。）

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 村山都市計画道路 | 1・3・1 号村山尾花沢線 |
| ② 東根都市計画道路 | 1・3・1 号東根村山線  |
| ③ 鶴岡都市計画道路 | 1・5・1 号鼠ヶ関温海線 |
| ④ 酒田都市計画道路 | 1・3・2 号酒田遊佐線  |
| ⑤ 遊佐都市計画道路 | 1・5・1 号遊佐吹浦線  |

## 5 普通規制地域

普通規制地域は、第 1 種普通規制地域、第 2 種普通規制地域及び第 3 種普通規制地域の 3 種類に区分されます。

### (1) 第 1 種普通規制地域

一般国道、県道及び広域農道県内全線並びにその両側 500 メートル以内の展望できる範囲の地域（用途地域を除く）

### (2) 第 2 種普通規制地域

用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域

### (3) 第 3 種普通規制地域

用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

## 6 禁止物件

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及びよう壁
- (2) 街路樹、路傍樹、保存樹、又は保存樹林及び石垣
- (3) 銅像、神仏像及び記念碑
- (4) 送電塔及び送受信塔
- (5) 道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設、及びカーブミラー
- (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 煙突、ガスタンク及び水道タンク
- (9) 景観重要建造物及び景観重要樹木
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要と認めて指定する物件

※ 電力柱、電信電話柱、街路灯柱その他これらに類する物件（以下「電力柱等」といいます。）には、はり紙若しくははり札又は立看板を表示してはなりません。

## 7 禁止広告物

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 8 許可基準及び許可期間

許可基準に適合する広告物は、許可期間の範囲内で許可されます。

## 9 国宝、重要文化財等で広告物を掲出できない地域

(1) 次の建造物の周囲 50 メートル以内の地域

### イ 国宝

羽黒山五重塔 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 33 の内

### ロ 重要文化財

(イ) 本山慈恩寺本堂 寒河江市大字慈恩寺 31

(ロ) 羽黒山正善院黄金堂 鶴岡市羽黒町手向字手向 231

(2) 史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域

### イ 特別天然記念物

(イ) 羽黒山のスギ並木 鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 33 の内

(ロ) 東根の大ケヤキ 東根市大字東根字元東根本丸 9206-10 の内

### ロ 史跡

(イ) 城輪柵跡 酒田市城輪字嘉平田ほか

(ロ) 上杉治憲敬師郊迎跡 米沢市大字関根字坊住上 13928ほか

(ハ) 旧致道館 鶴岡市馬場町 11-22ほか

(ニ) 日向洞窟 高島町大字竹森字姥ヶ作山 3163ほか

(ホ) 堂の前遺跡 酒田市法連寺字堂ノ前 5-2ほか

(ヘ) 稻荷森古墳 南陽市長岡字稻荷森 1149ほか

(ト) 大立洞窟 高島町大字高島字大立山 3578-7ほか

(チ) 一の沢洞窟 高島町大字安久津壺の沢 3285-16ほか

(リ) 火箱岩洞窟 高島町大字時沢字大師森 1867-1 の内

(ヌ) 米沢藩主上杉家墓所 米沢市御廟

(ル) 旧鑑屋 酒田市中町一丁目 14-23ほか

(ヲ) 延沢銀山遺跡 尾花沢市大字銀山新畑字東ヶ森 362ほか

(ワ) 西沼田遺跡 天童市大字矢野目字西沼田 3295

(カ) 新庄藩主戸沢家墓所 新庄市十日町字トウメキ 468-12ほか

(ヨ) 松ヶ岡開墾場 鶴岡市羽黒町猪俣新田字松ヶ岡 144ほか

(タ) 出羽仙台街道 中山越 最上町大字堺田字浦山 145-59 の内ほか

(レ) 一ノ坂遺跡 米沢市矢来一丁目 1051ほか

(ソ) 羽州街道 檜下宿・金山越 上山市檜下 9-1ほか

(ツ) 古志田東遺跡 米沢市林泉寺三丁目 374-34ほか

(ネ) 下小松古墳群 川西町大字下小松字大堤沢 1907ほか

(ナ) 小国城跡 鶴岡市小国字小国 2-2ほか

(ラ) 鳥海山 遊佐町吹浦字布倉 1-1ほか

(ム) 左沢楯山城跡 大江町左沢字楯山ほか

(ウ) 慈恩寺旧境内 寒河江市大字慈恩寺字鬼越 31

(キ) 館山城跡 米沢市館山六丁目ほか

(ノ) 小山崎遺跡 遊佐町吹浦字七曲東ほか

(オ) 山居倉庫 酒田市山居町一丁目 3ほか

### ハ 名勝

(イ) 大沼の浮島 朝日町大字大沼字大比良 984

(ロ) 金峯山 鶴岡市青龍寺字金峯 1ほか

(ハ) 酒井氏庭園 鶴岡市家中新町 10-18

(ニ) 玉川寺庭園 鶴岡市羽黒町玉川字玉川 35 の内ほか

(ホ) 總光寺庭園 酒田市字総光寺沢 8ほか

(ヘ) 本間氏別邸庭園 (鶴舞園) 酒田市御成町 7-7

(ト) 本合海 (おくのほそ道の風景地) 新庄市大字本合海

(チ) 三崎 (大師崎) (おくのほそ道の風景地) 遊佐町吹浦字三崎 1-40ほか

ニ 名勝史跡

ホ 天然記念物

(イ) 伊佐沢の久保ザクラ	長井市大字上伊佐沢字蜂屋敷 2021
(ロ) 熊野神社の大スギ	鶴岡市水沢字熊野前 53 の内
(ハ) 飛島ウミネコ繁殖地	酒田市飛島字勝浦乙
(ニ) 文下のケヤキ	鶴岡市文下字村ノ内 80 の内ほか
(ホ) 南谷のカスミザクラ	鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 33 の内
(ヘ) 山五十川の玉スギ	鶴岡市山五十川字碓井 266 ほか
(ト) 羽黒山の爺スギ	鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 33 の内
(チ) 早田のオハツキイチョウ	鶴岡市早田字河内 122 の内
(リ) 月山	庄内町立谷沢字本沢 31 ほか
(ヌ) 三瀬気比神社社叢	鶴岡市三瀬字宮前 1-1 ほか
(ル) 草岡の大明神ザクラ	長井市草岡字夏止 694 の内

10 禁止物件である景観重要建造物及び景観重要樹木

(1) 景観重要建造物

(イ) 旧最上橋	寒河江市大字中郷字川口原 1722 番 1 地先 大江町大字左沢 256 番地の 4 先
(ロ) 清野家主屋、蔵及び築地塀	大江町大字左沢 183 番地
(ハ) 西屋旅館『湯滝の宿 西屋』	米沢市大字関 1527
(ニ) 笹野観音堂及び関連伽藍	米沢市笹野本町 5686 - 5
(ホ) 最上白川砂防堰堤	最上町大字法田字堰ノ上

(2) 景観重要樹木

(イ) 万歳の松	米沢市万世町桑山 200 番 1
(ロ) 神代カヤ	大江町大字小新 22 番地
(ハ) 松保の大杉	大江町大字小清 547 番地の乙
(ニ) 柳川熊野神社のケヤキ	大江町大字柳川 153 番地の 10

## 1.1 許可基準又は適用除外基準及び許可の期間

種 類	基 準			許可の 期間	
	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域		
建 植 広 告	1 広告板 広告塔 (これに類 する特殊 装置広告 を含む。)	(1) 地面から上端までの高さが15メートル以下で、その上端が道路端部2メートルの高さから仰角14度の範囲内にあること。 (2) 幅が地面から上端までの高さの2分の1以下であること。 (3) 建植広告相互間の距離が50メートル以上であること。 (4) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面10平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (5) 条例第9条第1項第4号に規定する広告物又はこれを掲出する物件は、(1)から(4)までにかかわらず、表示面積が一面10平方メートル以下(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。)、地面から上端までの高さが8メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面20平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが10メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、20平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが15メートル以下であること。	3年 以内
	2 アーチ	(1) 表示面積が一面20平方メートル以下であること。 (2) 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5メートル以上であること。 (3) 地面から上端までの高さが10メートル以下であること。 (4) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。			
壁 面 利 用 広 告	1 広告板 (これに類 する特殊 装置広告 を含む。 ただし、 2に掲げ るものを 除く。)	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき20平方メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面20平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては、15平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき40平方メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては20平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 表示面積の合計が1壁面につき60平方メートル以下であること。	
	2 広告板 (壁面から 突出する もの。 これに類 する特殊 装置広告 を含む。)	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。  (2) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (3) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (4) 表示面積(当該広告板の表示する方向と同一方向に面した壁面を利用する1に掲げる広告板の表示面積を含む。)の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。 (5) 当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと。	(1) 表示面積が一面20平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては15平方メートル)以下であること。	(1) 表示面積が一面30平方メートル(映像が表示される特殊装置広告にあつては20平方メートル)以下であること。	

種 類		基 準			許可の 期間
		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第3種普通規制地域	
屋 上 利 用 廣 告	広告板 広告塔 (これに類する特殊装置 広告を含む。)	(1) 一面の表示面積が当該 建物の壁面のうち面積が最 大のもの面積5分の1以 下であること。 (2) 表示面積の合計が当該 建物の壁面積の合計の5分 の1以下であること。	(1) 一面の表示面積が当該 建物の壁面のうち面積が最 大のもの面積の4分の1 以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該 建物の壁面積の合計の4分 の1以下であること。	(1) 一面の表示面積が当該 建物の壁面のうち面積が最 大のもの面積の3分の1 以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該 建物の壁面積の合計の3分 の1以下であること。	3年 以内
		(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面20平方メートル以下である こと。(数枚で1個となっているものについては、その合計面積とする。) (4) 屋上から上端までの高さが20メートル以下で、建物の高さの2分の1以下であること。 (5) 建物の端から突出しないこと。			
電 力 柱 等 利 用 廣 告	1 袖看板 (これに類する特殊装置 広告を含む。)	(1) 大きさは、縦1.3メートル以下、横0.45メートル(消火栓の位置を示す標識を利用して表 示する広告物にあつては0.8メートル)以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区 別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れ ていること。 (4) 電力柱等1本につき、1個とすること。			
	1 巻付広告 塗装広告	(1) 長さは1.5メートル以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れ ていること。 (4) 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。			
共 通 の も の	1 はり紙 はり札等	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。			1月 以内
	2 立看板 等	(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2) 高さは3.6メートル以下であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れ ていること。 (4) 倒れないように措置されるものであること。			3月 以内
	3 広告幕 広告旗	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の 区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れ ていること。			2月 以内
	4 アドバ ルーン	(1) 気球の直径が3メートル以下であること。 (2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。 (3) 添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。			10日 以内

## 12 適用除外基準

種 類		基 準	
		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
建 植 告 告	1 広告板 広告塔 (これに類する特殊装置 広告を含む。)	(1) 表示面積が一面3平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが3メートル以下であること。	(1) 表示面積が一面5平方メートル(特に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7平方メートル)以下であること。(数枚で1個の広告となつているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが5メートル(特に積雪が多いと認められる地域においては、11月15日から翌年の4月15日までの間に限り、7メートル)以下であること。
	2 アーチ	(1) 表示面積が一面20平方メートル以下であること。 (2) 地面から脚柱以外の部分の下端までの高さが5メートル以上であること。 (3) 地面から上端までの高さが10メートル以下であること。 (4) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	
壁 面 利 用 告 告	1 広告板 (これに類する特殊装置 広告を含む。ただし、2 に掲げるものを除く。)	表示面積の合計が1壁面につき3平方メートル以下であること。	表示面積の合計が1壁面につき5平方メートル以下であること。
	2 広告板 (壁面から突出するも の。これに類する特殊装 置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面3平方メートル以下であること。 (2) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (3) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (4) 当該広告板の利用に係る壁面の上端を超えないこと。	(1) 表示面積が一面5平方メートル以下であること。
電 力 柱 等 利 用 告 告	巻付広告 塗装広告		(1) 長さは1.5メートル以下であること。 (2) 地面から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4) 電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること。
共 通 の も の	1 はり紙 はり札等	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。	
	2 立看板等	(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2) 高さは3.6メートル以下であること。 (3) 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (4) 倒れないように措置されるものであること。	
	3 広告幕 広告旗	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあつては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、道路上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	
	4 アドバルーン		(1) 気球の直径が3メートル以下であること。 (2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が50メートル以下であること。 (3) 添加する広告物の幅が1.5メートル以下で、かつ、長さが15メートル以下であること。

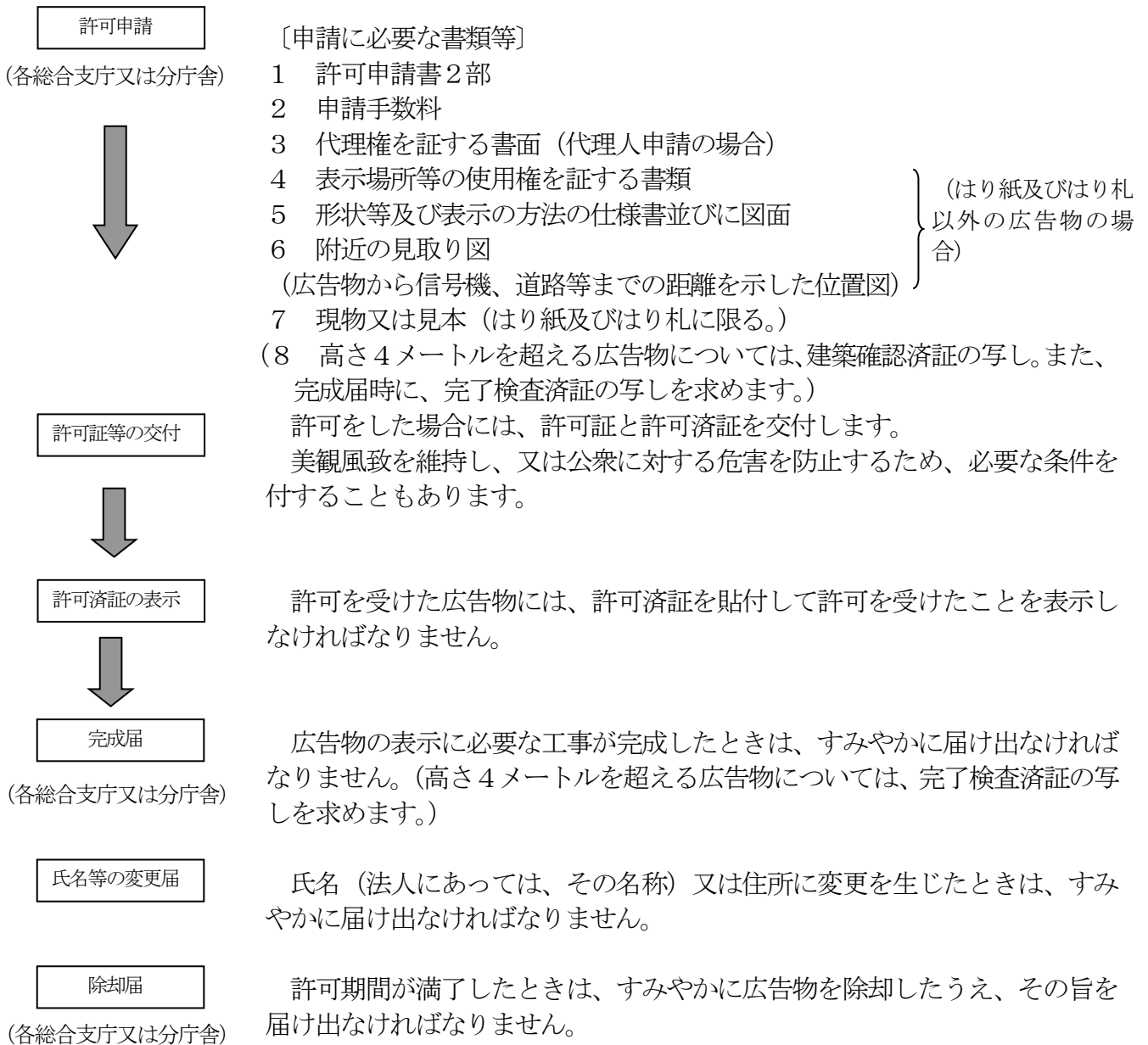
備考 この表において、「特に積雪が多いと認められる地域」とは、鶴岡市田麦俣宇七ツ滝、上山市蔵王坊平高原、西村山郡西川町大字志津、大字大井沢及び大字月山沢、最上郡大蔵村大字南山、西置賜郡小国町大字沼沢、大字片貝及び大字叶水並びに同郡飯豊町大字下屋地の区域をいう。



### 1.3 許可申請等の手続

普通規制地域において広告物を表示する場合は、あらかじめ所定の申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、広告物を表示しようとする場所を管轄する総合支庁又は分庁舎の担当課に提出して許可を受けなければなりません。

(国等が普通規制地域において広告物を表示する場合は、あらかじめ届け出なければなりません。) なお、道路、河川敷に表示する場合は、管理者の占用の許可も必要となります。



#### (注) イ 更新の許可

許可期間満了後、引き続き広告物を表示しようとする場合は、許可期間満了の日の10日前までに必要な書類(上記許可申請の際必要とされる書類及び図面のうち1、2、3、4、6)を添えて申請しなければなりません。  
(広告物によっては安全点検結果報告書等の提出が必要です。)

#### ロ 変更の許可

許可を受けた広告物について変更を加えようとする場合は、必要な書類(上記許可申請の際必要とされる書類及び図面のうち1、2、3、5、7)を添えて申請しなければなりません。

## 14 適用除外

次のものについては普通規制地域であっても許可なく表示でき、また特別規制地域等であっても表示できる場合があります。

- ◎・・・適用除外基準に関わらず表示できるもの（2、10、11については別基準）
- ・・・適用除外基準に適合して表示できるもの
- △・・・許可を受けて表示できるもの
- ×・・・表示できないもの
- ・・・はり札、立看板に限り表示できるもの（注）二

項目	特別規制地域	禁止物件	電力柱等	普通規制地域
1 法令の規定により表示、設置するもの	◎	×	□	◎
2 国等又は政治団体が表示、設置するもの（注）イ	◎	×	□	◎
3 公職選挙法等による選挙運動のために表示、設置するもの	◎	×	□	◎
4 自家用広告（敷地外に突出しないもの）（注）ロ	○	×	□	○
5 営利を目的としない会議、催物、生徒募集等に関するもの又は政党、労働組合等が掲出するもので掲出期間が30日以内のもの	◎	×	□	◎
6 式典、祭典、法要、年中行事又は慣例上の行事として一般に認められるもので行事終了後直ちに除却するもの	◎	×	□	◎
7 工事現場の板塀等に絵画、写真等を表示するもので工事終了後直ちに除却するもの	◎	×	□	◎
9 工事現場の周辺の安全及び交通の円滑を図るためのもので工事終了後直ちに除却するもの	◎	×	□	◎
10 自己の管理物件（土地を除く）に管理上の必要に基づき表示、設置するもの（注）イ	◎	◎	×	◎
11 自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示、設置するもの（注）イ	◎	×	×	◎
12 講演会、展覧会、音楽会その他催物のためその会場の敷地内に表示するもの	◎	×	×	◎
13 人、動物又は車両、船舶等に表示するもの	◎	—	×	◎
14 地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの	◎	—	×	◎
15 特定の施設の位置又は所在地を案内するための道標、案内図板及び入口標識（注）ハ	○	×	×	△

（注）イ 表示面積が一面2平方メートルで総面積4平方メートル以下のものに限り、（ただし、国等が掲出する案内図板で特定の施設の敷地又は区域内に表示され、当該施設の配置を示すためのものについては、特別規制地域においては別表第4の適用除外基準、普通規制地域においては第2種特別規制地域の適用除外基準に適合したもの）

ロ 普通規制地域における特殊装置のものについては、別表第4の特に積雪が多いと認められる地域以外の第2種特別規制地域における適用除外基準に適合しなければなりません。

ハ 特別規制地域内に表示できるものは適用除外基準に適合し、施設名及び施設の位置、方向又は施設までの距離のみを表示するもので、当該施設から5キロメートル以内に表示されるものとし、その数は3を限度とします。

ニ はり紙は表示できません。

## 15 手数料

許可申請にあたっては、次の表の手数料を県証紙により納入していただきます。

許可申請書の所定の欄に県証紙を貼付することになります。

※酒田市については支払方法が異なりますので、酒田市のHPをご参照ください。

(平成30年4月現在)

種類	金額
はり紙	50枚(50枚未満の端数があるときは50枚とする。)につき 260円
はり札等	1枚につき 90円
立看板等	1枚につき 420円
電柱塗装広告、電柱巻付広告及び電柱袖看板	1個につき 430円
広告幕その他これに類するもの	1個につき 540円
広告旗その他これに類するもの	1個につき 500円
アドバルーン	1個につき 2,480円
アーチ	1基につき 3,300円
広告板、広告塔その他これらに類するもの	1平方メートル以下のもの1個につき 590円
	1平方メートルを超え5平方メートル以下のもの1個につき 1,280円
	5平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき 1,790円
	10平方メートルを超え20平方メートル以下のもの1個につき 3,100円
	20平方メートルを超え30平方メートル以下のもの1個につき 4,520円
	30平方メートルを超えるもの1個につき 4,520円に当該超える分5平方メートルまでごとに710円を加算した額

備考 特殊装置広告の手数料の額は、この表により算定した額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

※ 特殊装置とは、ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等をいいます。

## 16 違反広告物に対する措置

規制の内容に反する広告物等を表示したときは、許可の取消し、改造、移転、除却等必要な措置が命ぜられます。

また、場合によっては、行政代執行法により県が強制的に必要な措置をとることがあります。

(違反広告物がはり紙、はり札、立看板であるときは、代執行とは別に県が自ら除却できます。)

さらに、50万円以下の罰金に処せられることもあります。

## 17 安全点検

建植広告(道路標識類を除く)、壁面利用広告、屋上利用広告、電力柱等利用広告(袖看板)、特殊装置広告については、有資格者による定期的な点検が必要となります。

上記のうち、許可広告物については、許可更新時に安全点検結果報告書、点検の状況のカラー写真、点検の資格証明書の写しを提出する必要があります。

## 18 その他

屋外広告物の具体的な設置に関する基準等については、「屋外広告物の設置に係る取扱指針」を参照してください。

## 屋外広告物の規制地域・設置基準・許可申請に関する問い合わせ先（※山形市以外）

村山総合支庁（本庁舎）建設総務課 行政係 （上山市、天童市、山辺町、中山町） 〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68	TEL. 023-621-8188 FAX. 023-621-8281
村山総合支庁（西庁舎）建設総務課 行政係 （寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町） 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 335	TEL. 0237-86-8377 FAX. 0237-86-0724
村山総合支庁（北庁舎）建設総務課 行政係 （村山市、東根市、尾花沢市、大石田町） 〒995-0024 村山市楯岡笛田四丁目 5-1	TEL. 0237-47-8655 FAX. 0237-55-3244
最上総合支庁 建設総務課 行政係 （新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村） 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	TEL. 0233-29-1376 FAX. 0233-23-2941
置賜総合支庁（本庁舎）建設総務課 行政係 （米沢市、南陽市、高畠町、川西町） 〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50	TEL. 0238-26-6069 FAX. 0238-24-4585
置賜総合支庁（西庁舎）建設総務課 行政係 （長井市、小国町、白鷹町、飯豊町） 〒993-8501 長井市高野町二丁目 3-1	TEL. 0238-88-8223 FAX. 0238-88-2168
庄内総合支庁 建設総務課 行政係 （鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町） 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	TEL. 0235-66-5586 FAX. 0235-66-4620
酒田市 企画部 都市デザイン課 都市計画係 （酒田市） 〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号	TEL. 0234-26-5746 FAX. 0234-26-6482

### 屋外広告業の登録制度の問い合わせ先

山形県 県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1	TEL. 023-630-2660 FAX. 023-630-2582
--	--

※山形市が平成31年4月1日付で中核市に移行したため、屋外広告物の設置許可等の事務が山

形県から山形市に移譲され、山形市内に屋外広告物の表示・設置を行う場合は、山形市が手  
続きの窓口となります。

詳しくは、

山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課（電話023-641-1212（内線525））

にお問い合わせください。